

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (情報政策課) 一
- 県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 一

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十七年宮城県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「別表第一の二の項3」を「別表第一の二の項4」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「別表第一の二の項2」を「別表第一の二の項3」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 条例別表第一の二の項2の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 県内の公立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科に在学する者に対する授業料の負担の軽減に係る支援金の支給の申請の受理

二 前号の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 第一号の支援金の支給の認定を受けた者からの収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 県内の公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の専攻科に在学する者の奨学のための給付金の支給の申請の受理

五 前号の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第二条第七項中「別表第一の二の項7」を「別表第一の二の項8」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第一の二の項6」を「別表第一の二の項7」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第一の二の項5」を「別表第一の二の項6」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第一の二の項4」を「別表第一の二の項5」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第一の二の項3」を「別表第一の二の項4」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二十六号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第一の二の項2」を「別表第一の二の項3」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一の二の項1」を「別表第一の二の項2」に改め、同項を同条第一号中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する」及び「(以下「学校法人」という。)を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例別表第一の二の項1の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)が設置する県内の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)又は特別支援学校(高等部に限る。)(第十項第一号においてそれぞれ「高等学校」、「中等教育学校」又は「特別支援学校」という。)の専攻科に在学する者に対する授業料の負担の軽減に係る支援金の支給の申請の受理

二 申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
第八条に次の一号を加える。

九 石巻南浜津波復興祈念公園管理事務所及び東部土木事務所（石巻南浜津波復興祈念公園において除却した工作物等に限る。）

第九条第二項第四号中「矢本海浜緑地」の下に「及び石巻南浜津波復興祈念公園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。